

論文要約

学位論文題目「紛争後復興期のジェンダー・クォータ東ティモール女性のネットワーク化―」

氏名 雑賀葉子

本論文は、紛争終結国に焦点をあて、国政選挙制度に導入されたジェンダー・クォータの導入過程及び選出された女性議員とジェンダー平等関連法案の策定過程を分析することを目的とする。論文の構成にそって概要を説明する。

序章では、紛争終結国に対して国連 PKO ミッションを中心とする復興支援が行われ、その際にはジェンダー平等を推進することが北京行動綱領や安保理決議 1325 号によって求められていることを指摘し、研究テーマの環境的位置づけを説明した。第 1 章では、紛争終結国が直面する多様な課題のなかでも選挙制度に導入されるジェンダー・クォータを取り上げる意義を述べる。すなわち、紛争終結国を事例にジェンダー・クォータの導入過程及びその効果を分析することによって二つの観点からの議論が可能となる。一つは代表制の議論において特に紛争終結国を分析する際に必要な観点の指摘であり、二つは政策過程の民主化に至る可能性を論じることである。第 2 章ではジェンダー・クォータの分析方法と事例の概要及びその妥当性を述べた。ジェンダー・クォータを 3 つの観点から分析する。第 1 点は紛争終結国の国政選挙制度に導入されたジェンダー・クォータの導入過程のポリティックの様相を、特に、導入を主導した女性 NGO に焦点を当てる。第 2 点はジェンダー・クォータによって選出された女性国会議員の代表制からの評価分析を行う。分析には記述的代表性、実質的代表性の代表制の概念を用いる。第 3 点目はジェンダー・クォータ導入後の政策策定を可能にした要因として女性議員と関係機関との関係性を分析する。分析には東ティモール民主共和国を事例に用いる。東ティモールは 16 世紀頃からポルトガルの植民地であり、第 2 次世界大戦中には日本軍の支配下にあり、1974 年に独立の道をインドネシアの軍事進攻によって阻まれ、その後 24 年近くのインドネシアによる軍事占領下にあり独立を求めて闘争が続いた。1999 年に住民投票でインドネシア特別自治州の選択を拒否し、2002 年 5 月 20 日に独立を果たした。住民投票実施からは国連 PKO ミッションが入り大規模な支援が行われた。導入されたジェンダー・クォータによって女性議員比率は 2019 年現在 38% でありアジア地域で高い国となるが、これに関する研究蓄積はわずかにとどまっている。紛争終結国の一事例として検討するに値する。分析にあたっては、現地調査を 4 回行い、現地で資料収集及び聞き取り調査を実施した。論文の対象は 2001 年制憲議会選挙、2002 年から 2007 年までの国民議会、及び 2007 年国民議会選挙とする。

第 3 章から第 5 章までは東ティモール女性が受けてきた差別と独立闘争に加わりながら差別に東ティモール女性が抗う状況を概観した。具体的には、第 3 章では東ティモール女性が独立するまでに経験したジェンダー差別として、女性に対する暴力、教育の機会の差別、強

制的な家族計画の受け入れ、意思決定過程に参加できない状況などをまとめた。第4章では独立闘争の女性組織 OPMT や武力闘争ファリンテル、さらに、地下戦線などあらゆる場面に東ティモール女性が加わり戦った経験をまとめた。第5章は、1990年代後半からインドネシア政府の対応の変化によって独立の機会が訪れ、ジェンダー差別の被害女性を支援する国内 NGO の設立とジェンダー差別の改善を求める行動綱領を全国女性会議で採択した過程をまとめた。

第6章から第10章までは選挙結果を記述的代表性と実質的代表性のから分析した。第6章では2001年制憲議会選挙の選挙法審議過程でジェンダー・クォータ導入が国連政治局によって阻まれた過程、第7章では制憲議会選挙で選出された女性議員を記述的代表性と実質的代表性から分析した。記述的代表性では女性議員は東ティモールの平均余命からは高い年齢層に属し、学歴の面では平均以上の学歴の高さだが、独立闘争を闘った経験とその独立闘争で受けたジェンダー差別の経験を共有していることを明らかにした。実質的代表性については憲法制定過程でジェンダー平等の理念が含められた過程とまとめた。第8章は制憲議会が国民議会に移行し、実質的代表性の分析を女性議員が議会内に超党派グループの結成を提案するが否決された過程とナショナル・マシナリーとの関係に焦点を当てた。そして、女性の権利保障を国民議会内外で主張する必要性を、女性議員、ナショナル・マシナリーさらに女性 NGO が理解し、女性議員を後方支援する連携が形作られつつあることを指摘する。第9章では2007年選挙結果を扱う。実質的代表については女性議員グループ (GMPTL) 設置法と家庭内暴力防止法に焦点を当て採択の経緯を明らかにする。

第10章では、分析の結果について結論的考察を行う。ジェンダー・クォータ導入過程については導入を主導する主体と動機の関係性は特に紛争終結国の場合は理解する必要がある、そのためには紛争下における経験を踏まえることが重要である。この点は選出された女性議員の記述的代表性を分析する際においても同様である。実質的代表性からは意思決定過程の場に参加することは必ずしも意思の表明を可能にすることにならず、そのため東ティモールでは女性議員とナショナル・マシナリー、さらに女性 NGO との間で人的知的交流 (ネットワーク) の構築を図っていることを明らかにした。またこのネットワークは政策立案の民主的な過程と促していると論じた。

終章では本論文の意義として選挙制度のジェンダー・クォータ研究において紛争終結国を事例とすることの重要性、ジェンダー・クォータの分析において女性の過少代表の改善にとどまらず、その後のジェンダー平等な立法を可能にしたネットワークに視野を広げた分析の重要性、最後にジェンダー平等な立法を可能としたネットワークが紛争終結国の政治的民主化の過程となる可能性を示したことを挙げた。今後の研究課題として、東ティモールのジェンダー・クォータに関する研究課題、紛争終結国のジェンダー・クォータに関する研究課題、選挙制度のジェンダー・クォータに関する理念的な研究課題を挙げた。